

〔今年Webで開催!!〕

笑いDE学ぶ

2020

消費者トラブルHS編

ハイスクール

開催期間

令和2年8月12日(水)～9月11日(金)

出演者

アインシュタイン・松浦景子 (吉本新喜劇)

プログラム

- ・定期購入によるトラブル
- ・マルチ商法によるトラブル
- ・オンラインゲームによるトラブル
- ・ワンクリック請求によるトラブル
- ・エシカル消費って何?
- ・クイズ



参加方法

クイズとアンケートに答えてくれた方の中から、抽選で10名様にアインシュタインと松浦景子のサイン色紙をプレゼント!
下のQRコードまたは「大阪府消費生活センター」のホームページから参加してね



Web ページへのQRコード



サイン色紙



Web ページのイメージ

大阪府消費生活センター 事業一覧ページ

検索

主催 大阪府消費生活センター

問合せ先

(受託事業者) 公益財団法人 関西消費者協会

TEL 06-6612-2330 / FAX 06-6612-0090

E-mail staff@kanshokyo.jp

URL <http://www.kanshokyo.jp/web/kouza/2020c/summer.html>



消費者教育推進大使
もずやん

~いろんなトラブルがあるよ。 消費生活センターに相談しよう~



●エステティックサービスによるトラブル●

エステ店で、キャンペーンで安くするとと言われて 20 回 38 万円の痩身エステをクレジットカードのリボ払いで契約した。その際プレゼントとして酵素食品をもらった。数回お店に通ったがやめたくなり解約を申し出たら、プレゼントの酵素食品の代金も含めて今日中に 20 万円支払うように言われた。

●サイドビジネス商法によるトラブル●

SNS で、転売ビジネスで儲かるという広告を見つけ、メールで問い合わせた。事業者から電話がかかってきて、フリマサイトで買った商品を他の通販サイトで売るビジネスだと説明を受けた。よくわからないまま儲けるためのノウハウを動画で教えるDVDの購入をすすめられ、クレジットカードで支払った。その後不審に思い、電話で解約を申し出たが、担当者が不在といて応じてくれない。



被害にあった・被害にあいそうになった・被害にあった人の話を聞いた
そんなときは一人で悩まず相談しよう！

消費者ホットライン **188** (いやや!) 番 (局番なし)

お住まいの市町村の消費生活相談窓口をご案内します。

◆大阪府消費生活センター公式 Twitter

https://twitter.com/osaka_shouhi



◆消費生活事典 (大阪府消費生活センターホームページ)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

◆「インターネットはいろいろなトラブルとも つながっている」 (スマホ対応)

<http://www.nethigai.jp/>



◆メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/soudan/mailmagazine.html>

被害にあわないための最新情報を毎月発信！



もずやん
消費者教育推進大使



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先導都市をめざしています。消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12つくる責任 つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

大阪府消費生活センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ITM 棟 3F

TEL 06-6616-0888 (消費生活相談) FAX 06-6612-0090